

必ずお読みください。

安心・安全な
水道をめざして

令和6年7月使用分から 水道料金が変わります。

水道事業を将来にわたり安定的に継続していくために、料金改定を行います。



料金改定の目的

今回の水道料金の改定は、人口減少による水道料金収入の減少や老朽化した施設の更新・耐震化等の課題に対応するため、令和3年度に策定された「五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】」に基づき、適正な料金による経営の健全化を目指すものです。

主な改定内容

令和6年7月使用分（8月請求分）から、基本料金、超過料金ともに35%値上げの改定を行います。

●新水道料金

- ① 新水道料金は、基本料金、超過料金ともに1m³あたり135円（税抜き）です。
- ② 基本料金は9m³まで。基本水量（9m³）を超えて使用した場合は、1m³あたり135円（税抜き）の超過料金が発生します。
- ③ 水道料金は、10円未満切り捨てとなります。

●使用水量ごとの料金表【例】（消費税込）

水道使用量	新料金（円）	これまでの料金（円）	金額差（円）
0 ～ 9m ³	1,330	990	340
10m ³	1,480	1,100	380
20m ³	2,970	2,200	770
30m ³	4,450	3,300	1,150
40m ³	5,940	4,400	1,540
50m ³	7,420	5,500	1,920

基本
料金

一般的
なご家庭

お問い合わせ先



五ヶ瀬町役場 建設課 水道係

住所：宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

電話：0982-82-1713（直通）

